

## 桑名市の締結する契約等からの暴力団等の排除措置について

本市は、平成 21 年 11 月 16 日に「桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」を公布し、同月 19 日、市長と桑名警察署長との間で同要綱の運用に係る協定を締結しました。

この要綱及び協定にもとづき市と警察が連携を密にし、相互協力を行うことで市の締結する契約等から暴力団等の排除に努めてまいります。

### 1 要綱の概要

- ・ 市の締結する契約等から暴力団等を排除し、契約の適正な履行を確保することを目的としています。
- ・ 建設工事、物品の購入や清掃又は警備等の業務委託など本市の締結する全ての契約を対象としています。
- ・ 本市の入札参加資格者等（その役員を含む。）が暴力団等と認められる場合や受注者が暴力団等の関与する資材販売業者から資材を購入した場合は、指名停止の措置を講じることを定めています。
- ・ 受注者が暴力団等の不当介入を受けたときは、警察に通報するとともに市に報告することを義務付けています。

### 2 協定の概要

- ・ 市の締結する契約等から暴力団等を排除するため、市と警察が相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行う旨を定めています。
- ・ 入札参加資格者等が暴力団等であるとの疑義が生じたときは、市は警察に対し事実関係を照会することができ、警察は調査のうえ市に回答できる旨を定めています。